読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、令第二号）第五条第六項	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの	経営困難農水産業協同組合とみなされるもの並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合とみなされる貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する特定承継組合（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。）及び再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合とみなされる貯金保険法第二百四条第二項に規定する協同組合に該当する特定承継会社

附　則

この命令は、平成三十年一月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第八号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令（平成二十九年政令第二十四号）第三条第五項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない金融庁長官の権限を次のように定め、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）（第五十一条及び第五十二条第一項を除く。）の施行の日から適用する。

平成二十九年三月三日　　金融庁長官　森　信親

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令第三条第五項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない金融庁長官の権限は、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表一の項の銀行の欄に掲げる銀行に係る民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第二条第四項第二号の認可に係る金融庁長官の権限とする。

○外務省告示第七十一号

国際労働機関の第八十五回総会において採択された「国際労働機関憲章の改正に関する文書」は、平成二十七年十月八日に国際労働機関憲章第三十六条に定める要件をみたし、同日に同機関全加盟国について効力を生じた。

平成二十九年三月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十二号

日本国政府は、平成二十六年十一月二十七日にジュネーブで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書」の受諾書を平成二十七年六月一日に世界貿易機関事務局長に寄託していたところ、同議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十条3の規定に従い、平成二十九年二月二十二日に効力を生じた。

なお、同議定書の締約国は、平成二十九年二月二十二日現在、次のとおりである。

アフガニスタン・イスラム共和国、アルバニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バーレーン王国、バングラデシュ人民共和国、ベルギー王国、ベリーズ、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルガリア共和国、カンボジア王国、カナダ、チャド共和国、チリ共和国、中華人民共和国、コートジボワール共和国、クロアチア共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ国、エルサルバドル共和国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ジョージア、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、グレナダ、ガイアナ共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、インド、アイルランド、イタリア共和国、ジャマイカ、日本国、ヨルダン・ハシェミット王国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、大韓民国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、レソト王国、リヒテンシュタイン公国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マダガスカル共和国、マレーシア、マリ共和国、マルタ共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ、モザンビーク共和国、ミャンマー連邦共和国、ネパール連邦民主共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、オマーン国、パキスタン・イスラム共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア独立国、サウジアラビア王国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スリランカ民主社会主義共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、タイ王国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、トルコ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ベトナム社会主義共和国、ザンビア共和国、欧州連合、中国香港、中国マカオ、台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域

平成二十九年三月三日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第三十五号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十一条の規定に基づき、平成二十九年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校用教科書の定価を平成二十九年二月二日付けで次のとおり認可したので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第二十条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三日

文部科学大臣　松野　博一

小学校用

教科の種目	名称	発行者の番号・略称	教科書の記号・番号	書名	定価（円）
国語科	国語	2　東書	国語　131	新編　あたらしいこくご　一上	309
			国語　132	新編　あたらしいこくご　一下	398
			国語　231	新編　新しい国語　二上	398
			国語　232	新編　新しい国語　二下	417
			国語　331	新編　新しい国語　三上	382